

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-01		戦略プラン		☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	国民健康保険運営協議会事務		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	矢部、小沢		内線	2371	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-01-01	国民健康保険運営協議会費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条第2項の規定により、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため設置されている。本会の運営に当たっては、本会を構成する各々の委員の意見が尊重され、広く民意が反映されるとともに、同法の趣旨に沿った十分な審議が可能とされる協議会の運営を目指す。							
対象者等	・被保険者代表委員、保険医等代表委員、公益代表委員 各 6人 ・被用者保険等保険者代表委員 3人 計 21人 ※国民健康保険法施行令第3条及び荒川区国民健康保険条例第2条による定数。							
内容	本会が所掌する事項は、荒川区国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、区長の諮問に応じて、次の事項を審議することとされている。 (1) 療養の給付の充実及び改善に関すること。 (2) 保健事業に関すること。 (3) 前2号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項。							
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険と同時に設置 2 昭和61年 4月 被用者保険代表委員3名加入							
必要性	国民健康保険法により設置が義務づけられている。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 会長が各代表委員を招集（定数の1/2以上の出席、かつ、被保険者代表委員、保険医等代表委員及び公益代表委員のそれぞれ1人以上の出席で開催可）。議事は、出席者の過半数で決する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	諮問事項承認率（％）	100	100	100	100	100	諮問事項承認数／諮問事項数
	②	委員出席率（％）	95	95	86	95	100	出席委員数／委員定数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		法定事務であり、引き続き幅広い意見を聴く必要があるため、推進する。				

(単位：千円)

借	行政費用では、給与関係費が多くなっている。
---	-----------------------

問題点・課題の改善策

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）										No1
事務事業コード		08-06-02			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		趣旨普及費			部課名		福祉部国保年金課		課長名	松浦
					担当者名		小沢		内線	2372
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-01-01		趣旨普及費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 34（ 1959 ）年度		根拠						
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度		法令等						
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
		施策		04 健康を支える保険・医療体制の適正な運営						
目的		国民健康保険制度のしくみ、給付内容、諸手続き等を被保険者に周知するとともに、国民健康保険財政の現状等を区民全般に伝えることにより、国民健康保険事業に対する理解と協力を得る。								
対象者等		区民全般								
内容		1 国保だよりの発行（令和3年度） （1）配布枚数 42,000部 （2）配布時期 6月 （3）配布方法 6月に発送する納入通知書に同封及び各区民事務所窓口等で配布する。 2 あらかわ区報による周知（随時） 3 リーフレット等の配布 （1）国保制度PR用リーフレット「くらしのみかた国保ガイドブック」 （2）その他必要に応じて庁内印刷で発行 4 ポスター等の掲示								
経過		1 昭和34年国民健康保険発足 2 国民健康保険が地域住民相互扶助の制度であることを、さまざまな方法により周知 3 平成16年度から、国民健康保険料賦課算定を1回とすることに伴い、国保だよりの発行回数（年3回）を必要に応じ発行に変更								
必要性		被保険者に対し、制度のしくみや国民健康保険の財政状況などの情報を提供することは保険者の責務である。また、被保険者及び区民全般の理解と協力を得るために、国民健康保険事業の趣旨を広く普及することは必要不可欠である。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	あらかわ区報掲載実績(件)	38	38	38	38	60	掲載記事の件数（年間）		
	②									
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
3年度		4年度								
推進		推進		広報内容を充実し、効果的な周知等に重要な事業であるため、推進する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,003	1,344	341	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	790	748	▲ 42		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	790	748	▲ 42
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	790	748	▲ 42
		賞与・退職給与と引当金繰入額	63	235	172		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,066	▲ 1,579	▲ 513
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,856	2,327	471	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,066	▲ 1,579	▲ 513
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,066	▲ 1,579	▲ 513	

備考	行政費用では給与関係費及び物件費が多くなっている。物件費の主な内訳としては、国保だより印刷費に300千円、国保ガイドブック印刷費に448千円かかっている。
----	---

問	制度改正が頻繁に行われ、給付の取り扱いなどが複雑化しているが、被保険者等に周知する方法が限定されている。
---	--

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、国保だよりやリーフレット、区報、ホームページ等を活用し、国保制度等についての周知を行う。	国保だよりやリーフレット、区報、ホームページ等を活用し、国保制度等についての周知を行った。	引き続き、国保だよりやリーフレット、区報、ホームページ等を活用し、国保制度等についての周知を行う。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-03		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	国民健康保険団体連合会負担金支		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
	出事務		担当者名	小沢		内線	2372	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-01		国民健康保険団体連合会負担金					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度		根拠	国民健康保険法				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等	東京都国民健康保険団体連合会会員負担金規定				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の適正な運営						
目的	本事務は、国民健康法第83条に基づき、東京都内の保険者（区市町村・国民健康保険組合）が共同して目的を達成するため、東京都知事の認可を受け設立された東京都国民健康保険団体連合会（公法人）に運営経費を支出するものである。							
対象者等	東京都国民健康保険団体連合会は、東京都において国民健康保険事業を行う特別区（23区）、市町村（39市町村）、国民健康保険組合（21組合）の83保険者によって構成されている。							
内容	1 東京都区域内の保険者は、共同して事務処理を行うため東京都国民健康保険団体連合会を設立し、診療報酬請求明細書の審査・支払の委託等を行っており、その連合会運営経費を負担金として支出している。また、構成員からの負担金及び審査支払の手数料のほか、国庫補助金及び東京都費補助金などで運営されている。 2 負担金 （1）被保険者割額 単価（連合会総会で議決した被保険者1人当りの額）×当該年度各月末現在被保険者数年平均 （2）事務費割額 事務費割の基本数値×率（連合会総会で議決した率） ※令和元年度から「事務費割」廃止。 3 平成23年9月から「国保総合システム」を導入、稼働している。なお、システム機器等の導入経費について、各保険者が分担金を支出したが、調整交付金（国庫補助金）で全額交付された。							
経過	昭和34年1月 東京都国民健康保険団体連合会設立（負担金及び手数料のほか、国庫・都補助金等で運営） 平成31年4月 事務費割額を令和元年度徴収分から廃止 被保険者割額の単価が段階的に増加 （元年度：60.00円、2年度：80.00円、3年度：105.00円）							
必要性	各保険者が共有する事務処理を一括して委託することにより、スケールメリットがある。							
実施方法	（ ☐ 直営 ☐ ）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 負担金の支払は、東京都国民健康保険団体連合会の請求に基づき、4期に分けて支出。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	荒川区の被保険者1人あたりの負担額(円)	39.41	60.00	80.00	105.00	105.00	荒川区の負担金総額÷荒川区の被保険者数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	法定事業であるため、継続して実施する。					

[illegible]

備考	国民健康保険団体連合会負担金として3,883千円支出している。
問題点・課題	—

問題点・課題の改善策			
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			
他 区 の 実 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 被保険者数、事務費割の基本数値によって、納める負担金額が各保険者により異なる。		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-04		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	国民健康保険事業特別会計の拠出金及び納付金、その他諸支出金		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	矢部		内線	2371	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-01	退職被保険者等国民健康保険料過誤納還付金						
	01-01-01	返納金及び還付金						
	01-01-01	一時借入金利子						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 58	（ 1983 ）	年度	根拠	国民健康保険法、東京都国民健康保険事業費納付金条例 ほか			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険事業特別会計における国民健康保険事業費納付金、その他諸支出金に関する事務							
対象者等	国民健康保険被保険者、各保険者、東京都国民健康保険団体連合会、国及び都							
内容	1 東京都に対して納付する納付金等（国民健康保険事業費納付金） 国保制度改革に伴い、平成30年度4月から制度開始。区から国、都、東京都国民健康保険団体連合会等に納付していた各種拠出金等について、都が一括して管理・支出を行うこととなり、国保事業に必要な財源として、都が各区市町村の納付金額を決定し、各区市町村が都へ納付する。納付金には、 (1)医療給付分、(2)後期高齢者支援金等分、(3)介護納付金分がある。 2 制度改正以前の拠出金等（現在は国民健康保険事業費納付金に含まれる） 介護納付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金 高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業医療費拠出金、共同事業拠出金 3 その他諸支出金 保険料過誤納還付金（出納整理期間を経過した過誤納金の返還金）、国・都支出金返還金（負担金・都補助金の精算による返還金）、一般会計繰出金（一般会計へ繰出すもの）							
経過	1 介護納付金 平成9年12月介護保険法公布、平成12年4月介護第2号被保険者保険料賦課・収納を開始 2 前期高齢者納付金 平成20年4月前期高齢者納付金開始 3 後期高齢者支援金 平成20年4月後期高齢者支援金開始 4 高額医療費共同事業医療費拠出金 平成12年4月高額医療費共同事業医療費拠出金開始 5 保険財政共同安定化事業医療費拠出金 平成18年4月保険財政共同安定化事業拠出金開始 6 共同事業拠出金 昭和59年4月共同事業拠出金開始 7 国民健康保険事業費納付金 平成30年4月事業費納付金制度開始							
必要性	国民健康保険法第75条の7第2項の規定により、区は都に対して国民健康保険事業費納付金の納付義務を負う。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 関係法令等に基づき都が算定した金額を都に納付する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	国民健康保険事業費納付金1人当たり負担額(円)	135,051	134,417	141,108	148,027		当該年度納付金÷被保険者総数（年度平均）
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続	法定事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	事業費納付金（一般・医療分）	5,071,515	負担金補助等	事業費納付金（一般・医療分）	5,013,901	負担金補助等	事業費納付金（一般・医療分）	4,650,011
負担金補助等	事業費納付金（退職者・医療分）	2,634	負担金補助等	事業費納付金（退職者・医療分）	0	負担金補助等	事業費納付金（退職者・医療分）	1
負担金補助等	事業費納付金（一般・後期高齢者支援金分）	1,522,799	負担金補助等	事業費納付金（一般・後期高齢者支援金分）	1,542,145	負担金補助等	事業費納付金（一般・後期高齢者支援金分）	1,495,736
負担金補助等	事業費納付金（退職者・後期高齢者支援金分）	774	負担金補助等	事業費納付金（退職者・後期高齢者支援金分）	0	負担金補助等	事業費納付金（退職者・後期高齢者支援金分）	1
負担金補助等	事業費納付金（介護納付金分）	556,355	負担金補助等	事業費納付金（介護納付金分）	612,656	負担金補助等	事業費納付金（介護納付金分）	677,270
負担金補助等	退職医療費共同事業医療費拠出金	2	負担金補助等	退職医療費共同事業医療費拠出金	2	負担金補助等	退職医療費共同事業医療費拠出金	4
負担金補助等	還付金・返還金・繰出金	318,179	負担金補助等	還付金・返還金・繰出金	287,064	負担金補助等	還付金・返還金・繰出金	43,554

備考	国保制度改革により、区が行っていた各種交付金及び拠出金の収支を都が一括管理及び相殺し、事業費を納付金に一本化したことで、30年度から行政費用及び行政収入の規模が減となった。行政費用の大部分は事業費納付金であり、主に保険料収入を充てている。
問題点・課題	---

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-05		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	保健事業費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	大友、中田、矢部		内線	2381	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-01	保養施設事業費						
	01-03-01	保健事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 59	（ 1984 ）	年度	根拠	国民健康保険法、東京都国民健康保険団体連合			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	会拠出金規則及び共同処理要綱			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	保健事業の実施を通じて被保険者の健康の保持増進を図ることにより、医療費の増加を抑制し、国民健康保険財政の健全化を図る。							
対象者等	被保険者							
内容	1 保養施設の開設 被保険者は、一般より安価で関東近県の宿泊施設（2年度：6施設）を利用できる。 2 温浴施設 被保険者は、日帰りで行くことのできる温泉（温浴）施設（2年度：4施設）を通常より安価で利用できる。 3 医療費分析を踏まえた糖尿病重症化予防等 糖尿病・糖尿病性腎症の重症化予防の指導等を行う。							
経過	1 昭和35年4月 保険事業開始 2 平成元年7月 国民健康保険施行30周年を記念し、海の家（宿泊施設）開始（平成24年度をもって事業廃止） 3 平成 8年7月 山の家（群馬県、平成16年度をもって事業廃止）、海の家（日帰り施設）開始（平成14年度をもって事業廃止） 4 平成24年2月 温浴施設（日帰り）と割引契約 5 平成27年7月 新たな宿泊施設と契約（かんぼの宿、お宿ねっと（お宿ねっとは平成28年3月31日契約終了）） 6 平成27年4月糖尿病重症化予防事業等について医療費適正化対策事業より組み換え							
必要性	国民健康保険法第82条において「保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とされている。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 1 保養施設の開設・・・年度当初に、宿泊施設と指定契約を締結する。（利用の受付は宿泊施設） 2 温浴施設・・・・・・年度当初に、温浴施設と指定契約を締結する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	保養施設利用者（人）	72	89	53	60	60	
	②	温浴施設利用者（人）	266	237	115	550	550	東京染井温泉Sakuraの利用実績
③	糖尿病重症化プログラム（人）	19	22	21	25	50	糖尿病重症化予防プログラム完了者	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		被保険者の健康の保持増進のために必要な事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	割引券印刷用紙	5	需用費	消耗品購入費用等	2	報酬・職員手当等	非常勤職員報酬等	2,885
報酬	非常勤職員報酬等	2,285	報償費	講演会講師謝礼等	21	共済費	非常勤職員共済費	466
共済費	非常勤職員共済費	320	需用費	返信用封筒等	72	報償費・旅費	講演会講師謝礼等	246
報償費	講演会講師謝礼等	0	役務費	人材派遣保健師費用	2,837	需用費	食糧費・消耗品費等	207
需用費	返信用封筒等	0	役務費	フォローアップ通知郵送料	10	役務費	通知郵送料・SMS送信サービス委託	555
役務費	フォローアップ通知郵送料	1	委託料	糖尿病重症化予防事業等委託	14,230	委託料	糖尿病重症化予防事業等委託	22,406
委託料	糖尿病重症化予防事業等委託	15,444				使用料及び賃借料	保健事業面談会場	38

備考	行政費用では主に物件費として糖尿病重症化予防等事業業務委託に14,230千円支出している。主な行政収入として保険給付費等交付金がある。
問題点・課題	○指定保養施設の利用率が低いため、多くの被保険者が利用できる施設との契約を進める。 ○糖尿病等重症化予防事業について、参加者を増やすため、保健指導方法や実施回数の選択制を継続するとともに、通知内容を工夫する必要がある。

問題点・課題の改善策									
		令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①		引き続き、宿泊施設等についての情報を、区報やホームページなど様々な媒体を通じて周知を行い、利用率の向上を図る。			宿泊施設等の情報について、区報やホームページなどにより周知を行った。			引き続き、宿泊施設等についての情報を、区報やホームページなど様々な媒体を通じて周知を行い、利用率の向上を図る。	
		参加者がより参加しやすいように、指導方法や回数等を選択できるような方式を導入する。			参加者が参加しやすいように、指導方法や回数等を選択できる方式に変更して実施した。その結果、途中離脱者がなしであった。			参加者を増やすため、通知を工夫するとともに、多様な保健指導方法の実施を継続していく。	
③									
他 施 区 区 実 況 （ 要 質 問 旨 ）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） （詳細） ・ 保養施設、温浴施設事業：実施18区、未実施4区、不明0区 ・ 糖尿病重症化予防事業：実施22区、未実施0区、不明0区								

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-06		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	脳ドック受診助成事業		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	矢部		内線	2371	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-02-01	脳ドック受診助成事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 23	（ 2011 ）	年度	根拠	国民健康保険法、荒川区国民健康保険条例、荒			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等	川区脳ドック受診助成事業補助金要綱		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	脳卒中など脳の疾患は、自覚症状がなく、突然、発症する 경우가多く、一度、発症すると重度の後遺症や死亡に至る深刻な結果を引き起こす。そこで、保健事業の一環として被保険者の健康の増進のため、脳ドック受診に係る経費を補助する。							
対象者等	・ 40歳以上の国民健康保険の被保険者 ・ 保険料の未納がない世帯の被保険者							
内容	・ 脳ドック受診費用の1/2額とし、2万円を限度とする。 ・ 2か年を連続して助成を受けることはできない。 ・ 脳ドック受診者数拡大に向け、令和2年度から「脳ドック受診キャンペーンを実施」 （1） 内容 対象期間中に脳ドック受診助成の申請を行った方のうち、健康づくりに関するアンケートに協力してくれた方に対し、区内商品券1000円分を提供 （2） 対象期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日 （3） 対象人数 先着100名（国保・後期合算）							
経過	・ 平成23年7月1日から事業開始。							
必要性	・ 年々増加する医療費を抑制するため、脳疾患の早期発見、予防を図るに当たり、脳ドックの受診に係る経費を助成することで、受診を促進させる必要がある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 申請受付→審査→助成決定→請求書・受診を証明する書類受理→審査→助成							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	脳ドック受診助成者数(人)	67	52	84	100	150	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進	推進	被保険者の健康増進事業であるため、推進する。						

(単位：千円)問題点・課題

行政費用では補助費等が多くなっており、脳ドック受診助成費として1,164千円支出している。

利用者はおおむね50～90人程度で推移している。

問題点・課題の改善策

施状況

(实施	0	区	未实施	22	区	不明	0	区)
------	---	---	-----	----	---	----	---	----

人間ドックについては、千代田区、台東区（特定健診を受診していない方を対象とした人間ドックについては大田区、江東区、品川区、渋谷区）で実施しているが、脳ドックの受診助成をする区はない。健康保険組合、共済組合等では、同種の事業を実施している保険者が多い。

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

- ・平成18年度11月会議「脳ドックの助成をすべき」
- ・平成20年度11月会議「脳ドックの助成をすべき」
- ・平成22年度11月会議「脳ドック検診を積極的に検討すべき」
- ・平成28年度6月会議「脳ドックについて、更なる周知を図るべき」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-07		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	特定健診・特定保健指導事業		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	吉村		内線	2371	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-01	特定保健指導事業費						
	01-01-01	特定健診・保健指導システム運用管理費						
	01-01-01	特定健康診査事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	高齢者の医療の確保に関する法律			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を実施することにより、健康寿命の延伸と早世の減少の実現を図り、だれもが健康で安心して暮らせる社会の形成を目指す。							
対象者等	40～74歳の国保加入者 ※当該年度の7月1日～3月31日の間に75歳となる国保加入者については、「国民健康保険健康診査」として実施（特定健診と同内容）							
内容	1 特定健診の実施（令和2年度：7月1日・水～11月30日・月） 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者とその予備群の早期発見に着目した特定健診を実施する。 ・対象者に受診券を郵送（6月下旬）→対象者は区内の健診実施医療機関で、受診券と保険証を提示して受診する。 2 特定保健指導の実施（9月上旬～） 特定健診の受診結果から、保健指導対象者を選定し、健康状況に応じて「動機付け支援」「積極的支援」に階層化した特定保健指導を実施する。 ・対象者に利用券を郵送（受診後2か月程度後）→区が委託する保健指導機関に利用予約のうえ、利用券と保険証を提示して利用する。							
経過	・平成20年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第1期、20～24年度）の策定 ・平成22年度から健診実施期間を1か月延長（7月～10月実施 ⇒ 7月～11月実施） ・平成23年度から連続未受診者に勧奨ハガキの送付を開始 ・平成25年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第2期、25～29年度）の策定 ・平成26年度から、過去2年連続未受診者への受診勧奨ハガキの送付に加え、受診の結果、判定値を超えているにも関わらず、その後医療機関を受診していない者に対して「医療機関受診勧奨通知」を送付 ・平成30年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第3期、30～35年度）の策定 ・令和2年8月 2年連続未受診者で世帯の電話番号を把握している方に受診勧奨のSMS（ショートメッセージサービス）を送信							
必要性	平成20年に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、各医療保険者に40歳から74歳の被保険者を対象とした、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられた。							
実施方法	（3委託） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 1 特定健診・・・業務委託（荒川区医師会） 2 特定保健指導・・・業務委託（プロポーザルにて業者選定）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	特定健診受診率（％）	44.7	44.7	41.4	51.0	60.0	受診者数/対象者数（2年度は速報値、3年度は第3期計画目標）
	②	特定保健指導実施率（％）	3.9	5.9	4.3	26.0	60.0	実施者数/対象者数（2年度は速報値、3年度は第3期計画目標）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
重点的に推進		重点的に推進	健康部との連携を強化し、荒川区特定健康診査等実施計画（第3期）に掲げた目標に向け取組むため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

行政コスト計算書

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

③

他区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

- ・平成18年度6月会議「健康づくりを予防重視で全庁的に取り組むべき」
- ・令和元年度9月会議「特定健康診査等の項目に聴力検査を加えること」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-08		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	賦課事務費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	山田		内線	2374	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-04-01	賦課事務費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険加入者への医療給付等に充当する財源を確保するため、保険料を賦課する。保険料率は国保加入者の人数や賦課の元となる所得額を勘案して保険者ごとに算定する。							
対象者等	荒川区の区域内に住所を有するすべての者。ただし、次の者は除く。 （1）職場の健康保険に加入している被保険者及びその被扶養者 （2）生活保護受給者（3）後期高齢者医療制度に加入している被保険者							
内容	1 被保険者の資格取得・喪失 国民健康保険の資格取得・喪失は、出生・死亡、転出・転入、被用者保険等他保険の離脱・加入等の発生により生じる。世帯主には届出義務があり、事実の発生から14日以内と定められている。 2 保険料の賦課 保険料は旧ただし書き所得に応じた所得割額に1人あたり定額の均等割額を合算して算出する。 3 被保険者証の交付 被保険者証は、被保険者の資格取得を示す証明書であるとともに、療養給付を受けるとき医療機関に提出する医療券でもある。 被保険者証は一人1枚のカード型であり、2年に一度の更新を行う。 4 保険料納入通知書の発行及び転入者に係る税照会 5 資格の適用適正化調査（退職医療制度該当者、被用者保険加入者等の調査）及び広報活動							
経過	昭和34年12月 特別区において国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割給付） 昭和41年 4月 保険料所得割額の賦課基準を区民税額から住民税額に変更 昭和48年 1月 外国人登録の国民健康保険適用 昭和59年10月 退職者医療制度発足 平成12年 4月 都区制度改革に伴い特別区国民健康保険調整条例廃止、23区統一保険料方式開始 平成15年 4月 被保険者証カード型変更（一人一枚） 平成16年 4月 保険料賦課の一回化（4月・7月⇒6月） 平成20年 4月 後期高齢者医療制度発足・退職者医療制度の廃止（平成26年度まで経過措置有） 平成20年10月 保険料の特別徴収実施（口座振替との選択制有） 平成23年 4月 保険料所得割額の賦課基準を住民税額から旧ただし書き所得に変更 平成30年 4月 国民健康保険制度改革（都道府県が財政運営の責任主体となる）							
必要性	国民健康保険法第76条において、「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主または組合員から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	被保険者証再交付数(枚)	1,057	1,183	1,044	1,100	1,300	一般・退職被保険者証再交付数
	②	保険料納入通知書交付数(通)	49,308	47,639	47,469	48,000	49,000	当初賦課及び住民税更正に伴う保険料の変更通知の交付
③	保険料軽減世帯数(世帯)	18,688	17,582	16,744	16,500	18,000	7割・5割・2割軽減世帯	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進		推進	資格賦課事務は国保すべての基礎となる業務であり、厳格かつ適正な執行が求められる事業であるため、推進する。					

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

②

③

施状況

況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-09		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	高額療養費・出産費支払費用貸付事業費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	金木、小島		内線	2383	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-06-01	高額療養費・出産費貸付事業費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 53（ 1978 ）年度		根拠	荒川区高額療養費支払費用貸付条例				
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 3（ 2021 ）年度		法令等	国民健康保険出産費資金貸付条例				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の適正な運営						
目的	・被保険者が傷病のため高額な医療費を必要とするときに、その費用を貸付けることにより、生活の安定を図る。 ・国民健康保険加入世帯を対象に出産費用を支払うための資金を貸し付けることにより、生活の安定と福祉の増進を図る。							
対象者等	被保険者(世帯主)							
内容	【高額療養費】 (1) 限度額:高額療養費相当額の90%（診療報酬が減点されやすい、頭・心臓・救急医療の場合は80%） (2) 申請及び貸付単位:申請は世帯主で、1か月単位 (3) 貸付方法及び利子:手続き後4～5日目に世帯主の預金口座に振込・無利子 (4) 返済方法:診療月の約3か月後に支給される高額療養費で返済する。 【出産費支払費用】被保険者で出産予定日まで1か月以内の者の属する世帯の世帯主（出産育児一時金の直接払いを行っていない分娩機関での出産を対象）※区長が必要と認めるものは妊娠4か月以上であれば貸付 (1) 限度額:出産育児一時金支給額、42万円の80%、33万6千円（平成21年10月から） (2) 貸付方法及び利子:手続き後（審査後10日）、世帯主の口座に振り込み・無利子 (3) 返済方法:当該貸付金に係る出産育児一時金で返済に充てる。							
経過	【高額療養費貸付】 ①昭和53年6月 事業開始、貸付限度額70% ②平成 3年4月 貸付限度額改定90% ③平成 9年9月 付添看護料貸付の廃止 ④平成19年4月 70歳未満の入院について、限度額適用認定証を事前に交付（これに伴い貸付需要は激減） 【出産費支払費用貸付】 ①平成12年12月 国から出産費貸付の取組み通知 ②平成13年 7月 政府管掌保険にて事業開始 ③平成13年11月 当区において事業開始							
必要性	・高額の医療費及び出産費については、一時的に多額の費用が必要になる。 ・平成21年10月1日からの分娩に対して、出産育児一時金の直接払い制度が実施されたが、本制度を実施していない分娩機関もある。また、海外出産などは適用されないことから需要がある。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員) 申請に必要なもの 被保険者証、銀行口座番号(世帯主)、印鑑(世帯主)、領収書(高額)・母子手帳(出産)							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	高額貸付件数(件)	0	0	0	0	0	
	②	出産費貸付件数(件)	0	0	0	0	0	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
改善・見直し		休止・完了	医療保険のオンライン資格確認等システムの医療機関への普及状況を踏まえて事業の廃止を検討する。					

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	チラシ作成用紙	0	需用費	チラシ作成用紙	0	需用費	チラシ作成用紙	5
役務費	郵送料	0	役務費	郵送料	0	役務費	郵送料	3
貸付金	高額療養費・出産費資金貸付金	0	貸付金	高額療養費・出産費資金貸付金	0	貸付金	高額療養費・出産費資金貸付金	1,272

備考	行政費用は主に給与関係費となっている。
問題点・課題	【高額療養貸付金・出産費用貸付金】 過去3年間実績がないことから、制度の在り方について見直しを行っていく。

問題点・課題の改善策													
		令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容					
①	区民にとって利便性の高い給付を実施する。	限度額認定証の交付、出産育児一時金の直接払い制度の活用等、区民にとって利便性の高い給付を行った。			制度の在り方を検討し、見直しを行っていく。								
②													
③													
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	議 会 質 問 状 況	（実施		17	区	未実施		5	区	不明		0	区）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-10		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	給付事務費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	大友		内線	2381	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-05-01	給付事務費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（ 1959 ）	年度	根拠	国民健康保険法				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者への保険給付を円滑かつ適正に進める。							
対象者等	被保険者及び医療機関							
内容	(1) 療養給付費、療養費、高額療養費の支給 (2) 出産育児一時金の支給 (3) 葬祭費の支給 (4) レセプト点検 (5) 不正利得・不当利得、第三者行為による医療費請求 ①不正利得→偽り、その他の不正行為により、本来受けることのできない保険給付を受給し、または支払を受けた者に対し、直接該当者からその額を徴収する。 ②不当利得→転出、被用者保険加入等で被保険者資格を喪失したにもかかわらず、国民健康保険から保険給付を受けた場合、世帯主に国民健康保険からの給付額を返還させる。 ③第三者行為→交通事故等第三者の行為が原因の傷病について保険給付をした場合に、保険者が被保険者に代わってその給付の総額の限度において、第三者に損害賠償を請求する。							
経過	昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事務開始							
必要性	保険給付の公平、医療費の適正化を図るため、重要な事務である。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 第三者行為における損害賠償請求については、東京都国民健康保険団体連合会にその請求事務にかかる費用を委託料として支出している。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	被保険者へ適正な保険給付を行っていくため、継続して実施する。						

(単位：千円)

行政費用では物件費が多くなっており、主なものとして、高額療養費申請書の各種申請申請や不当利得等に関する郵送料2346千円、柔道整復申請書データ入力業務委託2,027千円があげられる。

問題点・課題の改善策

其他	(实施 22 区 未实施 0 区 不明 0 区)
----	----------------------------

[illegible]

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-11		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	医療費適正化対策事業		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	大友		内線	2381	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-08-01		医療費適正化対策事業費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 5	（ 1993 ）	年度	根拠	国民健康保険法、国民健康保険特別調整交付金			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	交付方針			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	当区の被保険者一人当たり医療費は、23区平均より高い水準にあることから、医療費の適正化を図るとともに、被保険者に対し健康や予防に関する意識の向上を促す。							
対象者等	被保険者及び医療機関							
内容	1 医療費分析を踏まえた医療費適正化事業 (1) 医療費分析 (2) 受診行動適正化指導 (3) ジェネリック医薬品利用差額通知 2 医療費通知の実施 平成12年から医療費通知の送付を始めたが、平成31年2月から 年1回（一昨年12月分から昨年1月分）確定申告の時期に合わせて2月に送付 医療費の額等を下記内容により通知する。 (1) 受診年月日に関する事 (2) 受診者に関する事 (3) 入院・通院の回数 (4) 医療費の額に関する事 (5) 医療機関の区別 3 レセプト点検員（平成20年度～業務委託）によるレセプト内容点検の充実強化							
経過	1 平成 3年 4月 疾病分類統計調査の開始 2 平成 8年 4月 レセプト点検員制度導入（専門非常勤を配置） 3 平成12年 6月 医療費通知実施（実施要領制定） 4 平成17年 9月 重複・頻回受診者訪問指導事業実施（平成22年3月で終了） 5 平成20年 4月 レセプト点検専門業者委託実施 6 平成20年12月 画像レセプト方式導入 7 平成21年 8月 ジェネリック医薬品希望カード配布 8 平成25年 4月 糖尿病重症化予防等による医療費適正化事業の開始 9 平成27年 4月 糖尿病重症化予防等一部事業を保健事業費に組み換え 10 平成30年11月 不当利得返還請求電話催告業務委託実施 11 平成31年 2月 確定申告手続きに活用できる仕様の医療費通知の送付開始							
必要性	当区の一人当たり医療費は、23区平均より高い水準にあることから、抑制のためにも医療費適正化対策事業の効果を検証し、継続する必要がある。							
実施方法	（ ☒ 一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 1 国民健康保険診療（調剤）報酬明細書内容点検業務委託 2 医療費適正化事業業務委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	ジェネリック差額通知・削減効果額（円）	180,902,345	75,459,003	120,273,394	172,798,087	172,798,087	(想定薬剤費－実質薬剤費)×12月
	②	レセプト点検の財政効果（円）	1,204	1,617	2,129	1,650	1,650	過誤調整額÷平均被保険者数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
重点的に推進		重点的に推進		医療費の適正化が保険者に強く求められているため、重点的に推進する。				

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

②

③

他区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-12		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	一般被保険者療養給付費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	松本、土屋		内線	2382	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-01		退職被保険者等療養給付費					
	01-01-01		一般被保険者療養給付費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度		根拠	国民健康保険法				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の適正な運営						
目的	一般被保険者の療養の給付（現物給付）に要する費用を支出。療養の給付とは、被保険者であることを被保険者証によって保険医療機関等に明らかにすると同時に、保険医療機関等から医療そのものの給付を受け、その診療に対する報酬は保険医療機関と保険者との間で決済するものである。							
対象者等	一般被保険者、退職被保険者及び保険医療機関							
内容	1 療養の給付内訳 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ※なお、療養の給付そのものではないが、入院時食事療養費、訪問看護療養費に関する保険者負担分も本事業から支出。							
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割） 2. 昭和40年 1月 家族7割給付実施 3. 昭和59年10月 退職者医療制度発足 4. 平成 6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設 付添看護療養費の廃止 5. 平成 9年 9月 一部負担金（外来薬剤）改定 6. 平成18年10月 一部負担金改正（70歳未満課税と上位所得者） 自己負担割合改正（70歳以上一定以上所得者） 7. 平成20年 3月 退職者医療制度廃止（26年度まで65歳未満の退職者を対象として経過措置あり） 8. 平成20年 4月 一部負担金改正70歳以上1割→2割負担 9. 平成26年 4月 平成26年4月2日以降に70歳になる被保険者から自己負担割合が2割に変更 ※平成26年4月1日までに70歳以上になっている被保険者は、1割負担（現役並み所得者は3割負担）							
必要性	国民健康保険法第36条で保険者は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う、と規定されている。必要な保険給付とは、診察、薬剤治療材料、処置手術、収容等をいう。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	一人当たりの療養諸費（一般分）（円）	323, 727	332, 303	331, 350	329, 127	329, 127	総費用額÷平均被保険者数
	②	一人当たりの療養諸費（退職分）（円）	570, 377	535, 884				総費用額÷平均被保険者数 ※R2年度より被保険者数は0
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)													
行政コスト計算書	勘定科目				元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	15,372	14,786	▲ 586	行政収入	地方税等	0	0	0			
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0			
		維持補修費	0	0	0		都支出金	12,193,799	11,650,161	▲ 543,638			
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0			
		補助費等	12,193,799	11,650,161	▲ 543,638		使用料及び手数料	0	0	0			
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	1,191	690	▲ 501		行政収入合計(a)	12,193,799	11,650,161	▲ 543,638			
		賞与・退職給与引当金繰入額	964	2,590	1,626		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 17,527	▲ 18,066	▲ 539			
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	12,211,326	11,668,227	▲ 543,099	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 17,527	▲ 18,066	▲ 539					
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0					
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 17,527	▲ 18,066	▲ 539					

備考	補助費等は、療養給付費等の一般被保険者分、退職被保険者分の合計である（29年度以前は一般被保険者分のみ計上）。療養給付費等の支出額に対して、都から交付される都支出金（保険給付費等交付金の普通交付分）を充てている。
----	--

問題点・課題	○荒川区の国保の資格喪失後に、荒川区の被保険者証で受診した場合、不当利得となる。この資格喪失後受診は毎月200件以上を超えるため、事務処理量は非常に多い。平成27年1月より一部の社保・国保組合と国保の保険者間において医療費の調整・振替が可能になったが、1件の処理に長い期間を要する上、調整ができない案件も半数以上あるため、事務負担は依然大きいのが現状である。 ○退職被保険者数は減少していくが、遡及して資格変更した場合は、一般被保険者から退職被保険者、退職被保険者から一般被保険者への給付の振替といった適正な処理を実施していく必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	不当利得業務フローを一部見直し、 引き続き、不当利得の適切な管理を 実施する。	不当利得フローの見直しを実施、ま た保険者間調整を積極的に活用し不 当利得の適切な管理を実施した。	オンライン資格確認システムの動 向も踏まえ、引き続き、不当利得 事務を適切に処理する。
②	退職被保険者数は、制度廃止により 減少傾向にあるが、引き続き適切な 給付振替処理を実施する。	退職被保険者から一般被保険者、一 般被保険者から退職被保険者への振 替処理を適切に実施した。	退職被保険者数は制度廃止により 減少したが、遡及して資格変更し た場合は、引き続き適切な給付振 替処理を実施していく。
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議 況（要旨）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-14		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	一般被保険者療養費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	田代、高木		内線	2381	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-01		退職被保険者等療養費					
	01-01-01		一般被保険者療養費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度		根拠	国民健康保険法				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の適正な運営						
目的	現物給付として療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者が現金をもって支払をする現金給付事業である。国民健康保険制度では、療養の給付（現物給付）が原則だが、被保険者の責に帰しえない特別の事由のため現物給付を行うことができない場合、一旦自費で療養を受け、事後で療養に要した費用から一部負担金を控除した額を、保険者から受けるものである。							
対象者等	一般被保険者、退職被保険者及び医療機関							
内容	療養の給付を受けることができる場合 (1) 保険医療機関がない地域で病気になった場合や、保険医療機関で現物給付をしていないコルセットの装着を行った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難と認めたとき。（柔道整復・あんま・はり・きゅう・生血等） ※生血は輸血のための血液、親族から血液を提供された場合は除く。 (2) 被保険者証を提示しないで診療を受けた場合で、被保険者証を提示しないことが緊急その他やむを得ない理由によると保険者が認めたとき。 (3) 海外療養費は、日本の保険診療の適用範囲内で、保険者がやむを得ないと認めるとき。							
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割給付） 2 昭和40年 1月 家族7割給付実施 3 昭和59年10月 退職者医療制度発足 4 平成14年10月 3歳未満2割・70歳以上1割但し、現役並み所得者2割 5 平成18年10月 70歳現役並み所得者3割 6 平成20年 3月 退職者医療制度廃止（26年度まで65歳未満の退職者を対象として経過措置あり） 7 平成20年 4月 義務教育就学前（6歳に達した最初の3月31日以前）2割 70～74歳で1割の者2割（但し、平成26年4月1日までに70歳を迎えた人については軽減措置により1割のまま） 8 平成26年 4月 平成26年4月2日以降に70歳になる被保険者から自己負担割合が2割に変更 ※平成26年4月1日までに70歳以上になっている被保険者は、1割負担（現役並み所得者は3割負担）							
必要性	国民健康保険法第54条において、「保険者は療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる」と規定されている。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 被保険者の申請に基づき支給する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	給付件数(件)（一般）	27,283	27,239	21,986	26,287	26,287	
	②	給付件数(件)（退職）	140	35	0	10	0	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

施 状 況

況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-17		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	高額療養費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	金木		内線	2383	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-01	退職被保険者等高額介護合算療養費						
	01-01-01	一般被保険者高額療養費						
	01-01-01	退職被保険者等高額療養費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 48（ 1973 ）年度	根拠	国民健康保険法					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	医療水準の上昇に伴い、医療費が極端に高額化する傾向がみられることに対応し、被保険者の自己負担の軽減を図るため導入された制度であり、一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を支給するものである。							
対象者等	被保険者							
内容	1 同じ月内に同じ医療機関（入院・外来・医科・歯科別）に支払った一部負担金が、一定の限度額を超えたとき、その超えた分を高額療養費として支給する。 2 厚生労働大臣の指定した特定疾病（血友病、血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症及び人工透析が必要な慢性腎不全）の場合は、同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金は10,000円までとなり、超えた部分は高額療養費として支給する。 3 月の途中で、75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行した者のその月の限度額は1/2となる。							
経過	1 昭和48年12月 当区において高額療養費支給制度創設（30,000円以上） 2 昭和50年10月 国において高額療養費法定給付実施（30,000円以上） 3 昭和51年8月～平成13年1月 高額療養費限度額9回の改定 4 平成18年10月1日 高額療養費限度額変更 5 平成20年4月1日 高額介護合算療養制度導入（21年度支給開始） 6 平成21年1月1日 75歳到達月の自己負担限度額の特例制度施行 7 平成22年4月 非自発的失業者の保険料軽減策に伴う高額療養費の区分の再判定実施 8 平成24年4月 通院療養費の現物給付実施 9 平成27年1月1日 70歳未満自己負担限度額変更 10 平成29年8月1日 前期高齢者の自己負担限度額変更・年間外来合算制度実施 11 平成30年8月1日 前期高齢者の自己負担限度額変更							
必要性	国民健康保険法第57条の2において、保険者は一部負担金等の額が著しく高額である時は、世帯主または組合員に対し、高額療養費を支給することが規定されている。							
実施方法	（ ☒ 一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） <償還払> 医療機関からのレセプトが到着（診療月から2～3月）→該当世帯を確認→申請書発送 <現物払> 限度額認定証（交付申請が必要）を医療機関に提示→窓口で支払いが限度額までとなる							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	高額療養費支給件数(件)	27,851	32,074	33,003	33,000	33,000	一般+退職
	②	高額介護合算療養費支給件数(件)	40	42	90	90	90	一般+退職
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	一般被保険者高額療養費	1,766,603	負担金補助等	一般被保険者高額療養費	1,767,590	負担金補助等	一般被保険者高額療養費	1,821,544
負担金補助等	退職被保険者等高額療養費	1,186	負担金補助等	退職被保険者等高額療養費	201	負担金補助等	退職被保険者等高額療養費	892
負担金補助等	一般被保険者高額介護合算療養費	872	負担金補助等	一般被保険者高額介護合算療養費	2,778	負担金補助等	一般被保険者高額介護合算療養費	3,937
負担金補助等	退職被保険者等高額介護合算療養費	0	負担金補助等	退職被保険者等高額介護合算療養費	0	負担金補助等	退職被保険者等高額介護合算療養費	16

備考	補助費等は、高額療養費等の一般被保険者分、退職被保険者分の合計である（29年度以前は一般被保険者分のみ計上）。高額療養費等の支出額に対して、都から交付される都支出金（保険給付費等交付金の普通交付分）を充てている。
問題点・課題	○高額療養費申請者の負担軽減のため、前期高齢者のみの世帯には、支給手続きの簡素化を行い始めた。令和3年4月の法改正により、年齢制限が撤廃されたため、世帯全体に対し簡素化を導入できるようシステム改修を行っていく。

問題点・課題の改善策									
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	更なる利便性向上のため、前期高齢者世帯の高額療養費申請手続きの簡素化を図る。			前期高齢者世帯の高額療養費申請手続きの簡素化を令和2年12月支給分から開始した。			令和3年4月の法改正により、支給簡素化の年齢要件が撤廃された。全世帯へ手続きが行えるようシステム改修していく。		
②									
③									
他 施 区 区 の 実 況 （ 要 質 問 状 ）	（ 実施 22 区			未実施 0 区 不明			0 区 ）		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-18		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	出産育児一時金		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	小島		内線	2381	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-01-01	出産育児一時金					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度	根拠	国民健康保険法					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者の出産に対して、条例で定める金額を世帯主に支給する。							
対象者等	被保険者							
内容	1. 被保険者が出産した場合、世帯主に支給されるもので、平成6年10月施行の国民健康保険法改正により、従来の「助産費」と「育児手当金」を統合して創設された。 2. 支給金額420,000円 3. 妊娠12週（85日）以上であれば、死産・流産を問わず支給する。 4. 同一出産につき、社会保険等他の健康保険からこれに相当する給付がある場合には、支給されない。 5. 平成13年11月1日より、出産費資金貸付事業開始（内容については、「出産費資金貸付事業」参照） 6. 平成19年 4月 出産一時金を区から医療機関等に支払う受取代理制度開始。 7. 平成21年 1月 産科医療制度制定に伴い、その保険料分として支給額を引き上げ 35万円⇒38万円 8. 平成21年10月 医療機関等への直接支払制度開始に伴い、支給額を引き上げ 38万円⇒42万円							
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足時に助産費として実施 2. 昭和43年 4月 育児手当金創設 3. 平成 6年10月 出産育児一時金の創設 4. 平成19年 4月 出産育児一時金受取代理制度開始 5. 平成21年 9月30日 受取代理制度廃止 6. 平成21年10月 医療機関への直接払い制度の開始（支払先：国民健康保険団体連合会） 7. 平成23年 4月 直接支払制度・支給額の恒久化、受取代理制度の制度化							
必要性	国民健康保険法第58条において、保険者は被保険者の出産に関して、出産育児一時金の給付を行うものとする規定されている。							
実施方法	☐ （1直営） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） ○医療機関等への直接支払制度…健康保険証を提示して、分娩する医療機関等に申込む。 ○直接支払制度を利用しない場合は、保険者へ申請する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	支給件数(件)	202	200	170	201	200	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	法定事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			146,089	138,180	131,460	142,800	112,560	91,560	84,420
決算額（3年度は見込み）			146,089	127,965	110,410	84,277	84,417	72,985	84,420
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	支給件数(件)		349	304	262	202	200	170	201
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	出産育児一時金	84,417	負担金補助等	出産育児一時金	72,985	負担金補助等	出産育児一時金	84,420	

(単位：千円)									
行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
	給与関係費	1,671	1,344	▲ 327		地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	84,417	72,985	▲ 11,432		使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0		その他	84,417	72,985	▲ 11,432
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	84,417	72,985	▲ 11,432
	賞与・退職給与引当金繰入額	105	235	130		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,776	▲ 1,579	197
	その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	86,193	74,564	▲ 11,629		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,776	▲ 1,579	197
	特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,776	▲ 1,579	197		

備考

行政費用では、出産育児一時金として72,985千円支出している。行政収入では出産育児一時金等繰入金、その他繰入金がある。

問題点・課題

海外出産について、調査委託等を活用し適正な審査と円滑な事務処理を継続して実施していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、調査委託等を活用し法令、要領に基づく適切な事務処理を実施していく。	海外出産において住基上、出産の事実が確認できない場合は、調査委託等を活用し、事実確認をしながら適切な事務処理を実施した。	引き続き海外出産については、調査委託等を活用し、適切な事務処理を実施していく。
②			
③			

[illegible]

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-19		戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	葬祭費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	小島		内線	2381	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-01		葬祭費					
事務事業の種類	☒ 新規事業		（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 34 （ 1959 ） 年度		根拠	国民健康保険法				
終期設定	☐ 有 ☒ 無		法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の適正な運営						
目的	被保険者が死亡した場合、条例で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。							
対象者 等	荒川区国民健康保険被保険者の葬祭を行った者							
内容	1 被保険者が死亡した場合、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給するものであるが、葬祭を行う者とは、本人との扶養、生計維持、同一世帯の関係に係わりはない。 2 支給金額70,000円 3 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。							
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険発足時より実施 2 昭和39年 4月 ～ 支給金額9回の改定（2,500円⇒70,000円） 平成10年 4月							
必要性	国民健康保険法第58条において、保険者は被保険者の死亡に関して、葬祭費の支給を行うものとして規定されている。							
実施 方法	（ ☒ 直営） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 国保資格喪失届出時に葬祭費申請を促す（喪失届用紙の複写が葬祭費請求書） ※申請時は、被保険者と窓口で接触できる機会であり、この機会をとらえて保険料充実に努めている。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	給付件数(件)	283	294	270	295	295	
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	葬祭費	20,580	負担金補助等	葬祭費	18,900	負担金補助等	葬祭費	20,650

備考	行政費用では補助費等として葬祭費18,900千円を支出している。行政収入では、その他繰入金がある。
問題点・課題	なし

問題点・課題の改善策									
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	—			—			—		
②									
③									
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区 ）
議 会 質 問 状 況									

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-20		戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	結核・精神医療給付金		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	小島		内線	2381	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-01-01	結核・精神医療給付金					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 7	（ 1995 ）	年度	根拠	荒川区国民健康保険条例			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者が、結核予防法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき医療給付を受けた場合、被保険者の自己負担額に相当する額を支給する。なお、本事業は東京都の単独補助事業であり、その給付に要した経費は保険給付費等交付金により措置される。							
対象者等	被保険者							
内容	1 結核医療給付 (1) 感染症法第37条の2第1項に係る医療費公費負担（一般医療） (2) 感染症法第37条第1項に係る医療費公費負担（入院勧告） 2 精神医療制度給付 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条による医療給付（措置入院） (2) 自立支援医療制度（精神通院）（平成18年4月1日から） * なお、食事療養費に関するものは除く							
経過	1 平成 7年 7月 国において実施された精神医療・結核医療保険優先化実施に伴い本事業開始。 2 平成12年 9月 社会保険加入者及び老人保健対象者への給付金補助の見直しが行われ、対象者を本人非課税の者に限定。これに伴い国保についても同様の見直し案が示された。 3 平成14年10月 支給対象者の要件に所得制限が導入された。 4 平成18年 4月 精神医療給付金の自己負担率が、自立支援法改正に伴い改正（5%⇒10%）							
必要性	対象となる医療について、医療保険及び国制度による公費負担を適用した後の自己負担分について、都費により助成（給付）するものである。							
実施方法	（ ☒ 一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 療養給付費と同じく、東京都国民健康保険団体連合会を通じ、支払事務を実施。 助成を受ける者は、受給者証の申請が必要になった。（平成15年4月から）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	受給者証発行件数(件)	1, 203	1, 190	1, 190	842	1, 000	
	②	給付件数(件)	15, 410	16, 166	16, 058	16, 603	16, 603	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	都単独補助事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,671	2,688	1,017	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	18,378	18,979	601
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	18,378	18,979	601		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	18,378	18,979	601
		賞与・退職給与引当金繰入額	105	471	366		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,776	▲ 3,159	▲ 1,383
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	20,154	22,138	1,984		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,776	▲ 3,159	▲ 1,383
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,776	▲ 3,159	▲ 1,383			

備考	補助費等は、結核・精神医療給付金の支出額であり、その支出額に対して、都から交付される都支出金（保険給付費等交付金の普通交付分）を充てている。
----	--

問題点	○国保受給者証（精神通院）の申請受付から交付について、社保や後期高齢者医療制度の加入者は、都単独公費事業として、各医療保険者を經由することなく事務が行われている。特別区は東京都に対し、制度の複雑さを解消するため都単独公費事業に一本化することを要望しているものの実現されていない。引き続き東京都に対し要望するとともに、区内部の関係部署と連携し、該当者に遅滞のない発行事務を行う。
-----	--

問題点・課題の改善策

令和2年度に取り組む 具体的な改善内容				令和2年度に実施した 改善内容および評価				令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容				
①	引き続き、適正かつ遅滞のない事務 処理を実施していく。			国保受給者証の発行については、障 害者福祉課と連携し、適正な事務処 理に努めた。				引き続き、適正かつ遅滞のない事 務処理を実施していく。				
②												
③												
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ）											
	平成13年度3月会議「結核・精神医療給付金における自己負担導入について」											

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-21		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	後期高齢者医療制度に係る事務事業		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	吉田		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-02-01	後期高齢者事務費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	後期高齢者医療制度の運営において、被保険者の資格取得、喪失及び変更等に係る窓口業務を迅速かつ的確に行うため、都広域連合と連携・協力して事務処理を行い、被保険者へサービスを円滑に提供する。							
対象者等	24,159人(令和3年3月末日現在) 1 75歳以上の者 75歳の誕生日を迎えた当日から資格取得 2 65歳から74歳で一定の障がいを持ち都広域連合の認定を受けた者							
内容	1 運営主体 東京都後期高齢者医療広域連合（平成19年3月1日設立、62区市町村で構成される） 2 患者負担 1割または3割（現役並所得者） 3 保険給付 現物給付（医療サービスの提供等）及び現金給付（療養費の支給等） ※患者負担と保険給付は、老人保健制度と同様 4 財源構成 ・後期高齢者の保険料 10% ・現役世代からの支援 40% ・公費 50% 5 保健事業 75歳以上の被保険者に対する健診は法令で「広域連合の努力義務」とされている。 6 事務の分担 区：保険料の徴収と窓口業務 広域連合：資格・賦課・給付業務							
経過	平成18年6月、医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。 平成20年4月、後期高齢者医療制度が施行 平成25年8月、社会保障制度改革国民会議において、後期高齢者医療制度については、「現行制度を基本とし、実施状況を踏まえ、改善を行うことが適当である」とされた。その後平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、医療費適正化の推進を図ることとなった。 平成30年4月、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、国保における住所地特例が後期高齢者医療制度にも引き継がれることになった。							
必要性	高齢者の医療の確保に関する法律第48条に規定する「保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務」については区が行うこととされており、荒川区後期高齢者医療に関する条例第2条において、区が行う事務を具体的に規定している。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 1 資格取得、喪失及び変更受付 2 被保険証等の引渡し 3 住民基本台帳等の広域連合への情報提供 4 各種申請書等の受付 5 相談・照会への対応							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	被保険者数（人）	24,103	24,278	24,159	23,867	26,000	実績は3月末広域連合月報数値、見込は予算数値、目標は予測値
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	法定事務であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	執行計画に基づき適正な支出に努める。	支出負担行為額と支出金額を定期的に照合することにより支出漏れの防止を図る。	執行計画に基づき適正な支出に努める。
②			
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-22		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	収納管理費（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	吉田		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-01		収納管理費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等	療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	後期高齢者医療制度被保険者に係る保険料収納に関する事務。							
対象者等	1 75歳以上の者 2 65歳から74歳で一定の障害を持ち都広域連合の認定を受けた者で都内に居住する者及び東京都から転出して他の道府県の特別養護老人ホーム等に入所している者							
内容	後期高齢者医療制度保険料の徴収に関すること							
	1 保険料の納入通知書、納付書を作成・送付すること ※保険料滞納者に対してのアプローチ等は、「収納率向上対策事業費（後期高齢者）」参照							
経過	平成20年 7月 本算定（7月）より普通徴収を開始 平成20年10月 特別徴収を開始 平成21年度分、本算定（7月）実施 平成22年7月 被保険者証の一斉更新以後隔年更新							
必要性	高齢者の医療の確保に関する法律第104条において「市町村は後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない」と規定されている。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 保険料徴収→保険料の賦課は広域連合が行う。区は保険料情報を受取り、期割り処理を行い、納入通知書・納付書及び口座振替依頼書を発送する。→本算定7月、月次異動賦課については7月以降毎月							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	特別徴収率	0.35	0.35	0.36	0.35	0.40	決算に対する特徴と普徴の収入比率
	②	普通徴収率	0.65	0.65	0.64	0.65	0.60	決算に対する特徴と普徴の収入比率
③	口座振替収納取扱件数の比率	75.00	75.00	70.66	75.00	75.00	年間の延べ普通徴収のうち口座振替による収納取扱件数の割合	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業であるため、推進する。				

(単位：千円)									
予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			8,033	8,066	8,466	9,158	9,188	9,241	9,150
決算額（3年度は見込み）			6,597	5,937	7,396	7,123	7,584	7,819	9,150
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	特別徴収率		0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.36	0.35
	普通徴収率		0.65	0.65	0.65	0.65	0.65	0.94	0.65
	口座振替収納取扱件数の比率		75.00	75.00	75.00	75.00	75.00	70.66	75.00
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	納付書・納入通知書等	1,308	需用費	納付書・納入通知書等	1,495	需用費	納付書・納入通知書等	1,964	
役務費	郵送料・公金収納手数料	4,246	役務費	郵送料・公金収納手数料	4,315	役務費	郵送料・公金収納手数料	4,716	
委託料	収納テープ作成委託料	2,030	委託料	収納テープ作成委託料	2,009	委託料	収納テープ作成委託料	2,470	

(単位：千円)														
行政コスト計算書	勘定科目				元年度	2年度	差額	勘定科目				元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	7,225	6,721	▲ 504	行政収入	地方税等	0	0	0				
		物件費	7,584	7,819	235		国庫支出金	0	0	0				
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0				
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0				
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0				
		減価償却費	0	0	0		その他	7,629	3,394	▲ 4,235				
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	7,629	3,394	▲ 4,235				
		賞与・退職給与と引当金繰入額	453	1,177	724		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 7,633	▲ 12,323	▲ 4,690				
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0				
	行政費用合計(b)	15,262	15,717	455	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 7,633	▲ 12,323	▲ 4,690						
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0						
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 7,633	▲ 12,323	▲ 4,690							

備考	行政費用では物件費が多くなっており、内訳としては保険料額決定通知等の郵送料等に4,315千円、納付書・納入通知書等印刷費用に1,495千円、収納にかかる委託料に2,009千円かかっている。
----	--

問題点	年齢到達による後期高齢者医療制度に移行する場合、保険料の納入方法は引き継がれることがなく、普通徴収（納付書）からのスタートとなるため、納め忘れの原因となっている。 特別徴収は納め忘れを予防できるが、所得の変動があると、一時期普通徴収となるため、納入者に混乱を生じさせることがあり、滞納の原因ともなるので理解を得るための周知が必要である。
-----	--

問題点・課題の改善策

問題点・課題の改善策			
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き丁寧な周知に努める。	賦課通知に個々の内容に沿った案内文を作成し、きめ細かな周知を行った結果、問い合わせが減少した。	引き続き丁寧な周知に努める。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	------	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-23		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	収納率向上対策事業費（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	吉田		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-01		収納率向上対策事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	後期高齢者医療制度の安定的な財政運営を確保するため、保険料収納の向上を図る。							
対象者等	後期高齢者医療制度の被保険者（主として保険料滞納者を対象に実施）							
内容	* 保険料収納の向上については、国民健康保険料と併せ、国保年金課保険料係において実施。 1 年金からの支払（特別徴収）継続の依頼（口座振替と年金からの支払との選択が可能のため） 2 休日窓口の開設 3 コンビニエストアでの保険料の収納 4 ペイジー活用による口座振込の促進 5 滞納者への滞納処分（財産調査・差押）を進める。 6 納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問催告を実施する。 7 電子マネー活用による納付の促進							
経過	平成18年6月 医療制度改革関連法が成立。 健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。 平成20年4月 後期高齢者医療制度施行 平成20年7月 後期高齢者医療制度保険料徴収開始							
必要性	高齢者の医療の確保に関する法律第104条において「市町村は後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない」と規定されている。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 上記「内容」と同じ							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	収納率（現年分）（%）	98.88	98.92	99.36	99.40	99.40	3年度見込は東京都後期高齢者医療保険料収納対策実施計画より
	②	収納率（滞繰分）（%）	69.15	81.84	86.21	85.00	85.00	（収入済額-還付未済額）/（調定額-不納欠損額）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
重点的に推進		重点的に推進	後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業であるため、重点的に推進する。					

(単位：千円)問題点・課題

行政費用では給与関係費が最も多く、次いで物件費が多くなっている。物件費の主な内訳として納付案内センター運営業務委託に1,541千円、郵送料に323千円かかっている。

滞納繰越分は現年分に比較し収納率が低下する。滞納者に対しては、口座振込を進めるなど滞納を防止することが効果的である。また、納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問催告を実施し、収納率の向上を図る。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き納付案内を継続する。	コールセンターのこまめな納付案内の結果、単純な納め忘れが減少し、収納率が上がってきている。	引き続き納付案内を継続する。
②			
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会質問状 況（要旨）	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-24		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	広域連合分賦金等事業費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	吉田		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-01		広域連合分賦金等事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等	療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	東京都後期高齢者医療広域連合の経費について、区市町村が分担金をもって負担する。							
対象者等	東京都後期高齢者医療広域連合							
内容	東京都後期高齢者医療広域連合規約第18条に基づく負担金 1 療養給付費負担金⇒保険給付に要する経費で、療養給付費の12分の1に該当する額を負担する。 2 保険料負担金⇒区は被保険者から徴収した実績の保険料を広域連合に納付する。 3 保険基盤安定負担金⇒低所得者等に対し、広域連合条例で定めるところにより行う保険料の減額分について負担する（一般会計からの繰入額の4分の3は都負担、区は相当額を繰入れ、4分の4にして広域連合に納付する）。 4 事務費負担金⇒共通経費で、主に広域連合の組織運営と事務に要するもの。 5 保険料等軽減措置負担金⇒政令どおりに算定した保険料が国民健康保険料に比較して著しく高くなることから、引き続き経過措置として、次の4項目については保険料算定に含めず、区の一般会計で負担するとされた。（1）審査支払手数料負担金（2）財政安定化基金拠出金（3）保険料未収金補填分（4）低所得者対策分（東京都独自軽減・所得割額軽減分）（5）葬祭費負担金							
経過	【東京都後期高齢者医療広域連合規約】 ※平成20年4月1日施行 平成19年3月 1日 東京都都知事許可 平成20年3月31日 東京都知事届出							
必要性	東京都後期高齢者医療広域規約第18条により広域連合の経費は、関係区市町村の分担金をもって充てることが定められている。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 分賦金の額は、人口、実績などから広域連合が算出し負担金方式で支出し、年度末に実績に応じて調整が行われる。 ※過不足額については、翌年度精算							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	1人当たり分賦金額(千円)	174	177	179	186	175	各負担金合計÷被保険者数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)備考

行政費用では補助費等として広域連合分賦金4,328,850千円を支出している（補助費等は還付未済金の減額調整後の金額）。その他の行政収入は主な内訳として、療養給付費繰入金、保険基盤安定繰入金、事務費繰入金、保険料軽減措置繰入金等がある。

問題点・課題

高齢化による被保険者の増加により区の分担金負担額も増加している。
分担金の予算は広域連合が編成しているが、予算の過不足が区市町村の負担となっている。

問題点・課題の改善策

施狀況

(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
------	----	---	-----	---	---	----	---	----

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-25		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	健康診査事業費（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	吉田		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-01		健康診査事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等	療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	生活習慣病の早期発見と後期高齢者の健康を保持・増進し、医療費の軽減につなげる。							
対象者等	6月30日現在、75歳以上の被保険者（65歳以上の一定の障害がある方） ただし、介護保険施設入所者や定期的に生活習慣病などで医療機関などに入院している方等を除く。							
内容	①検査項目 問診、身体測定、血圧測定、診察、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査、 眼圧検査、胸部X線検査 ②実施時期（2年度：7月1日～11月30日） *22年度から実施期間を1ヶ月延長（7～10月⇒7～11月） ③受診者数 令和2年度13,574人							
経過	平成20年4月 後期高齢者医療制度 施行 ※後期高齢者医療制度の健診事業は任意事業 広域連合からの委託事業として区が実施する。国保年金課から保健予防課に執行委任							
必要性	健診を行うことで、後期高齢者の健康づくりへの意識を高め、健康を維持・増進し、QOL（生活の質） の維持・確保ができ、また医療費の軽減にもつながる。							
実施方法	（3委託） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ①区は受診券と案内を送付し区報などで健診事業の周知を図る。②健診の結果については医療機関から本人に通知する。③健康教育、健康相談など対象者が利用できる保健所事業の案内を実施する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	目標受診率(%)	62	62	62	62	62	
	②	健診受診率(%)	60.23	59.19	57.85	62	62	受診者数÷健診対象者
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
重点的に推進		重点的に推進		早期に疾病を発見するために重要な事業であるため、重点的に推進する。				

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

施 状 況

況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-26		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	葬祭事業費（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	吉田		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-01		葬祭事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者が死亡した場合、要綱で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。							
対象者等	被保険者の葬祭を行った者。							
内容	1 被保険者が死亡した場合に、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給する。 葬祭を行う者とは、本人との扶養、生計維持、同一世帯の關係に係わりはないとされている。 2 支給金額70,000円（広域連合50,000円、区負担20,000円） 3 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。							
経過	平成18年6月	医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。						
	平成20年4月	後期高齢者医療制度施行。都広域連合で支給は行われなため、一般政策（23区共通）で行う。						
	平成22年4月	都広域連合の給付事業となる。 * 都広域連合の給付額は1件5万円、残る2万円は区の上乗せ給付。						
必要性	被保険者の葬儀に要する費用の負担を軽減することの意義は高い。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 葬儀執行者の申請に基づき支給する。 ☆手続きに必要なもの 1 葬儀費用の領収書又は会葬礼状等 2 葬儀を行った者の金融機関の口座番号 3 印鑑							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	給付件数(件)	1,340	1,334	1,334	1,388	1,415	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		東京都広域連合の給付事業に区が上乗せして支給しており、継続して実施する。				

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考	行政費用では補助費等として葬祭費93,380千円を支出している。その他の行政収入の内訳は、葬祭費受託事業収入等がある。
----	---

問	葬祭費の支給について、請求方法を含め対象者に周知する。
---	-----------------------------

問題点・課題の改善策

他区の実
施状況

議 会 質 問 状 況
(要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-27		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	収納管理費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	石橋、本間、仁平		内線	2389	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-06-01	収納管理費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者の保険料収納に関する事務							
対象者等	被保険者							
内容	国民健康保険料の徴収に要する経費（消耗品購入、印刷製本及び委託料）を支出する。 (1) 保険料収納 条例施行規則改正による口座振替原則化に伴う口座振替や納付書による自主納付を行う。 (2) 保険料の督促・催告 督促状を納期限後から2か月後に送付している。催告書は年2回（4月と11月）送付している。 平成12年度より督促状を毎月送付しているが、17年度からその発行を1ヵ月早めた結果、 収納率向上の一要因となった。また、一斉催告書は年2回の送付とし、高額・長期滞納者へは 随時送付している。（11年度までは督促状は年6回、催告書は年4回送付） (3) 過誤納還付金及び充当 誤納付や重複納付、調定額の変更に伴い過誤納が生じた場合に行う。 (4) 収納代行業者への業務委託によりコンビニエンスストアでの保険料収納を実施（平成18年10月から）							
経過	昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事業開始							
必要性	国民健康保険法第76条において「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 自主納付による納期内納付を促し、口座振替を促進している。滞納者には日常の納付相談に加え、相談通知を送付し早期の納付を促す。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	督促状発送数(枚)	84,618	76,280	72,000	70,000	70,000	
	②	一斉催告書発送数(4月)(枚)	5,746	5,390	4,303	4,172	4,500	
③	一斉催告発送件数(11月)(枚)	5,098	4,813	4,485	4,200	4,500		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		国民健康保険の財政運営に係る重要な事業であるため、推進する。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		24,244	33,078	32,172	33,142	29,618	27,755	25,700
決算額（3年度は見込み）		18,209	26,216	26,104	25,331	23,762	20,958	25,700
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	調定額（現年分）※居所不明分除く（千円）	6,092,554	5,998,912	5,919,933	5,789,228	5,651,349	5,308,314	5,282,200
	収納額（千円）	5,364,376	5,310,632	5,228,598	5,136,185	5,046,943	4,720,441	
	収納率（%）	88.05	88.53	88.32	88.72	89.31	88.93	
	調定額（滞繰分）（千円）	1,633,750	1,408,047	1,234,545	1,514,448	1,462,061	1,333,268	1,280,084

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
共済費	臨時職員雇用保険料	1	報酬	臨時職員賃金	0	報酬	臨時職員賃金	329
賃金	臨時職員賃金	0	共済費	臨時職員保険料等	1	共済費	臨時職員社会保険料等	56
需用費	事務用消耗品、印刷製本	3,165	需用費	事務用消耗品、印刷製本	2,889	需用費	事務用消耗品・印刷製本	3,084
役務費	郵送料、公金手数料	9,310	役務費	郵送料、公金手数料	8,483	役務費	郵送料・公金手数料	10,128
委託料	00等事務処理、コンビニ収納事務処理、ページ関係、モバイル等個人経費	10,985	委託料	00等事務処理、コンビニ収納事務処理、ページ関係	9,558	委託料	収納データ作成委託、コンビニ収納事務処理、ページ関係	12,056
使用料及び賃借料	官報情報検索サービス使用料	26	使用料及び賃借料	官報情報検索サービス使用料	26	使用料及び賃借料	官報情報検索サービス使用料	27
備品購入費	ページー端末	275	旅費	臨時職員費用弁償	0	旅費	臨時職員費用弁償	20

(単位：千円)									
行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
	給与関係費	15,217	17,139	1,922		地方税等	0	0	0
	物件費	23,762	20,957	▲ 2,805		国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0		都支出金	0	15,388	15,388
	扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	1	1		使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0		その他	23,762	5,570	▲ 18,192
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	23,762	20,958	▲ 2,804
	賞与・退職給与引当金繰入額	954	3,002	2,048		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 16,171	▲ 20,141	▲ 3,970
	その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	39,933	41,099	1,166		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 16,171	▲ 20,141	▲ 3,970
	特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 16,171	▲ 20,141	▲ 3,970		

備考	行政費用では物件費が多くなっており、主な内訳としては口座振替関係通知等の郵送料に6,939千円、国民健康保険料等収納事務委託に6,978千円かかっている。
----	---

問 題 ○外国人住民に対して国民健康保険制度についての理解を深めてもらう必要がある。
○保険料納付方法の利便性の向上に努め、納期内納付を促進する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	・ モバイルレジについて納付書、封筒への記載し周知する。 ・ 各種通知の翻訳等を検討する。	モバイルレジについて納付書、封筒へ記載した。	電子マネー収納の導入、周知を予定している。
②	外国人に対する保険制度への理解を深めるための有効な周知方法について、改めて分析・検討を行う。	来庁者との相談の中で、翻訳タブレットを活用した制度案内を行った。	外国人に対する保険制度への理解を深める為の多言語音声動画の作成など有効な周知方法について、分析・検討を行う。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会の質問状況(要旨)	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-28		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	収納率向上対策事業		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	石橋、本間、仁平		内線	2389	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-07-01		収納率向上対策事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 5	（ 1993 ）	年度	根拠	国民健康保険法、荒川区国民健康保険条例・条例施行規則 ほか			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の適正な運営						
目的	国民健康保険の安定的な財政運営を確保するため、保険料収納の向上を図る。							
対象者等	被保険者（主として保険料滞納者を対象に実施）							
内容	1 平日に来庁できない滞納者に対し、休日にも納付相談の機会を設ける。 2 短期証（年2回発行）の交付・資格証明書の発行による、滞納者への接触機会の拡大を図る。 3 滞納者へ滞納処分（財産調査・差押）を進める。 4 納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問催告を実施する。 5 滞納者への個別・一斉催告の実施 一斉催告は年3回の送付とし、4月・11月・2月に送付している。また、高額・長期滞納者へは随時、個別催告として送付している。 6 書面による通知と併せ、SMS（ショートメッセージサービス）を活用し、より効果的な納付促進を図る。							
経過	1 昭和63年 4月 徴収嘱託員制度を導入 2 平成18年 4月 滞納整理専門員を新たに雇用（当初は人材派遣。平成22年度から非常勤職員を雇用） 3 平成25年 4月 条例施行規則改正により口座振替を原則化 4 平成25年 4月 納付案内センターによる訪問催告及び徴収を開始 5 平成27年 4月 徴収嘱託員制度を廃止し、訪問催告を完全委託化							
必要性	国民健康保険法第76条において「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。							
実施方法	☒ 2一部委託（ ）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 納付案内センターによる電話及び訪問催告を実施。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	収納率（現年分）（%）	88.72	89.31	88.93	90.03	90.03	目標値は東京都国民健康保険財政安定化支援方針（H29.10）
	②	収納率（滞繰分）（%）	25.93	28.48	26.43	28.00		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
重点的に推進		重点的に推進		国民健康保険の財政運営に係る重要な事業であるため、重点的に推進する。				

(単位：千円)

度	差額
---	----

有

問題点・課題の改善策

令和2年度に取り組む 具体的な改善内容				令和2年度に実施した 改善内容および評価				令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	引き続き、通訳クラウドサービスを活用し、外国人に対する収納対策強化、納付相談の円滑化を図る。			引き続き、通訳クラウドサービスを活用した。簡易な手続きについては同サービスの翻訳アプリも活用した。				費用対効果を鑑み、通信クラウド、翻訳アプリ、AIサービスを組み合わせ、納付相談の円滑化を図る。			
②	転出者に対する訪問催告を引き続き行うが、調査目的を明確にし、滞納繰越分の減少につながるよう効果的に実施する。			転出者に対する訪問催告は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み未実施地。				社会状況を見極めながら、転出者に対する訪問催告を対象者、訪問目的を明確にして実施する。			
③	外国人に対する保険制度への理解を深めるための有効な周知方法について、改めて分析・検討を行う。			来庁した外国人に対する保険制度への理解を深めるために通訳クラウドサービスを利用した。				来庁しなくても、保険制度への理解が深まるよう、多言語音声動画の作成など有効な周知方法を検討する。			
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区			未実施 0 区 不明				0 区 ）			
	・平成18年度6月会議「収納率の向上に向けた取り組み」 ・平成24年度6月会議「歳入課の創設、保険料から税への転換」 ・平成29年度6月会議「収納率向上や差し押さえ強化などを奨励するやり方をやめるよう都に求めること」 ・平成29年度2月会議「外国人の収納率等について」										

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-29		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	基礎年金事務費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	中村		内線	2413	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-01		基礎年金事務費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度		根拠	国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 ほか				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の適正な運営						
目的	20歳以上60歳未満の方（厚生年金加入者等を除く。60歳以上70歳未満は任意加入）が対象となる国民年金への加入をはじめとした国民年金制度に係る各種届出の受付時に迅速かつ正確な事務処理を行うこと及び日本年金機構の国民年金事業に関する協力連携事務を行うことによって、区内在住者の年金権の確保を図っていくことを事務事業の目的とする。							
対象者等	区内在住者全般（うち、適用事務は20歳以上70歳未満の厚生年金未加入者、国民年金保険料免除等受付事務は20歳以上60歳未満の第1号被保険者《自営業や学生の方など》を対象とする）							
内容	① 適用事務 国民年金への加入届をはじめとする各種届出書の受付、審査及び日本年金機構への送付事務 ② 給付事務（※平成28年度以降、07-06-29一般事務費（福祉年金事務）を統合） 国民年金制度における各種年金・一時金（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・死亡一時金など）や老齢福祉年金、特別障害給付金に係る裁定請求書や各種届出書の受付及び日本年金機構への送付事務、及び年金生活者支援給付金関係事務 ③ 国民年金保険料免除等事務 国民年金保険料（令和3年度は、16,610円/月）の各種免除・猶予制度等に係る申請書の受付及び日本年金機構への送付事務 ④ 広報事務 国民年金制度の周知を目的とした諸事業（区報への記事掲載・ホームページへの情報掲載等）							
経過	昭和34年 4月 国民年金法公布 昭和35年10月 適用事務開始 昭和36年 4月 保険料徴収事務 昭和57年 1月 外国人の適用始まる 昭和61年 4月 全国民を対象とする基礎年金制度の導入 平成 3年 4月 学生の適用開始 平成 9年 1月 基礎年金番号制の導入 平成12年 4月 区の年金事務が国の機関委任事務から法定受託事務へ・学生納付特例制度創設 平成14年 4月 保険料の収納及び第3号被保険者に係る届出受付が国へ移管・半額免除制度創設 平成17年 4月 特別障害給付金制度及び若年者納付猶予制度創設 平成22年 1月 日本年金機構発足							
必要性	国民年金法第12条第1項および第4項、第105条第1項および第4項、同法施行令第1条の2において法定受託事務として、区が行う事業と規定されている。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 届出書、申請書等の受理及び事実の審査を行い、日本年金機構に送付。 日本年金機構との協力・連携のもとに実施している。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	受給者数（老齢基礎年金等＋障害基礎年金等）（人）	48,026	48,044	48,641	48,641	48,641	国民年金制度による年金等受給者数
	②	被保険者関係届書受付件数（件）	3,714	2,677	2,763	2,763	2,763	国民年金加入届ほか、国民年金被保険者に係る各種届出書受付件数
③	免除等申請書受付件数（件）	11,157	8,706	3,489	3,489	3,489	国民年金保険料に係る免除等の申請書受付件数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続	法定受託事務であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

②

③

施
状
況

況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-30		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	脳ドック受診助成事業（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	吉田		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-02-01	脳ドック受診助成事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 30	（ 2018 ）	年度	根拠	荒川区脳ドック受診助成事業補助金要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の適正な運営						
目的	脳卒中など脳の疾患は、自覚症状がなく、突然、発症するケースが多く、一度、発症すると重度の後遺症や死亡に至る深刻な結果を引き起こす。そこで、保健事業の一環として被保険者の健康の増進のため、脳ドック受診に係る経費を補助する。							
対象者等	・後期高齢者医療制度の被保険者 ・保険料の未納がない世帯の被保険者							
内容	・脳ドック受診費用の1/2額とし、2万円を限度とする。 ・2か年を連続して助成を受けることはできない。 ・脳ドック受診者数拡大に向け、令和2年度から「脳ドック受診キャンペーン」を実施。 （1）内容 対象期間中に脳ドック受診助成の申請を行った方のうち、健康づくりに関するアンケートに協力してくれた方に対し、区内商品券1000円分を提供 （2）対象期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日 （3）対象人数 先着100名（国保・後期合算）							
経過	平成23年7月1日から、国民健康保険制度により合同実施していたが、平成30年度から後期高齢者分を分けて実施。							
必要性	・年々増加する医療費を抑制するため、脳疾患の早期発見、予防を図るにあたり、脳ドックの受診に関わる経費を助成することで、受診を促進させる必要がある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 申請受付→審査→助成決定→請求書・受診を証明する書類受理→審査→助成							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	脳ドック受診助成者数(人)	12	9	20	20	30	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進	推進	被保険者の健康増進事業であるため、推進する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	2	4	2		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	152	257	105		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 154	▲ 261	▲ 107
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		154	261	107	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)		▲ 154	▲ 261	▲ 107
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)		0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)		▲ 154	▲ 261	▲ 107	

備考

行政費用では補助費等として脳ドック受診助成費257千円を支出している。

問題点・課題

利用者は20人程度を見込んでおり、利用者を維持するためにも様々な方法を用い周知を行っていく。

問題点・課題の改善策

問題点・課題の改善策				
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	引き続き、区報やHP等、様々な媒体を活用し、制度の周知を行う。	・区報、HP、SNS等を活用し、制度の周知を行った。 ・脳ドック受診キャンペーンを行った。	・引き続き様々な媒体を活用し、制度の周知を行っていく。 ・引き続き脳ドック受診キャンペーンを行っていく。	
②				
③				

他 区 の 実 施 状 況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)	人間ドックについては、千代田区、台東区、26年度からは品川区で実施しているが、脳ドックの受診助成をする区はない。健康保険組合、共済組合等では、同種の事業を実施している保険者が多い。
議 会 質 問 状 況 (要旨)		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-31		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	歯科健康診査事業費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	吉田		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-03-01	歯科健康診査事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 30	（ 2018 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	区内の75歳年齢到達者に対して歯科健康診査を実施し、健康寿命の延伸を図る。							
対象者等	区内の委託歯科医療機関に出向いて健診を受けることのできる、区内の75歳の後期高齢者医療制度被保険者。							
内容	口腔機能の低下を予防し、被保険者の健康の維持、増進を図る。 ①健診内容 問診、口腔内検査、健診結果の判定、結果の通知・説明と結果に基づく指導 ②実施方法 区市町村が歯科健康診査を実施（歯科医師会への委託を含む）し、補助金交付申請及び実施報告を行い、それを受けて都広域連合が一部を補助する。1件1,970円							
経過	平成7～16年度 保健所にて、がん予防・健康づくりセンターでの誕生日健診時に40・45歳を対象に成人歯科検診を実施。 平成17～19年度 保健所にて、誕生日健診で歯周疾患事業として対象年齢を拡大（40・50・60歳へ）して実施。70歳の対象者は、区内歯科医療機関で委託して実施。 平成21年度 保健所にて、対象年齢を拡大（40・45・50・55・60・65・70歳へ）して実施。40・50・60・70歳は直営と委託の選択制。45・55・65歳は委託。 平成23年度 福祉部高齢者福祉課にて口腔保健の教室実施。 令和3年度 後期高齢者医療歯科健康診査実施							
必要性	歯科健診を行うことで、後期高齢者の健康づくりへの意識を高め、健康を維持・増進し、ＱＯＬ（生活の質）の維持・確保ができ、また医療費の軽減にもつながる。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 1 区は受診券と案内を送付し区報などで歯科健診事業の周知を図る。2 健診の結果について歯科医から説明する。3 歯科相談など対象者が利用できる高齢者福祉課の講習会の案内を実施する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	歯科健診受診者数	0	0	0	100	120	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		後期高齢者の歯科健診は、口腔機能を保ち、健康寿命の延伸を図るために重要な事業であるため、推進する。				

(単位：千円)

行政費用では、給与関係費が多くなっている。物件費としては、ポスター・健診用帳票等の需用費211千円と、歯科衛生士の労働者派遣手数料443千円がある。

問題

他区の写
施状況

議 会 質 問 状 況 (要旨)	・ 令和元年度9月会議「後期高齢者を対象とした口腔機能健診を実施すること」
------------------------------------	---------------------------------------

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-06-32		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事
事務事業名	傷病手当金		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦
			担当者名	金木		内線	2383
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-01-01	傷病手当金				
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☒ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業	
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	国民健康保険法		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、労働者が感染又は感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備することを目的に創設された。						
対象者等	国民健康保険被保険者						
内容	○対象者：被保険者の内、次の①から③に該当する者 ①勤務先から給与等の支払を受けている ②新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われた ③療養のために仕事ができず、給与等の全部又は一部の支払いを受けることができなかった ○支給となる日数：療養のために連続して3日間仕事を休んだ後、4日目以降の仕事を休んだ日 ○支給額：【（直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数）×（2/3）】×支給対象日数 ○適用期間：令和2年1月1日から令和3年9月30日まで（ただし、入院が継続する場合等は、健康保険と同様。最長1年6月まで。）						
経過	国保制度は、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、保険者が保険財政上余裕がある場合などに自主的に条例を制定して行うことができるとされている。 しかし、今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国内の感染拡大防止の観点から、感染または感染が疑われる被用者に休みやすい環境を整備するため、国が緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うことになった。 ○令和2年5月29日 荒川区国民健康保険条例、施行規則一部改正、運用開始 ○令和2年8月 令和2年8月17日付厚労省事務連絡により支給対象期間を同年12月31日まで延長、規則改正 ○令和2年11月 令和2年11月18日付厚労省事務連絡により支給対象期間を令和3年3月31日まで延長、規則改正 ○令和3年5月 令和3年5月18日付厚労省事務連絡により令和3年9月30日まで延長						
必要性	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため必要な事業である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 申請者数			14	14	0	新型コロナ対策としての臨時措置であり、令和3年度以降は未定
	②						
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
継続		継続		国の緊急的・特例的な措置として財政支援を受けて実施しているものである。			

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額								18,000	1,008
決算額（3年度は見込み）								1,095	1,008
実績 の 推移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	支給件数							14	14
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
			負担金補助及び交付金	傷病手当金	1,095	負担金補助及び交付金	傷病手当金	1,008	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費		0		行政収入	地方税等		0	
		物件費		0			国庫支出金		0	
		維持補修費		0			都支出金		484	
		扶助費		0			分担金及び負担金		0	
		補助費等		1,095			使用料及び手数料		0	
		減価償却費		0			その他		611	
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0			行政収入合計(a)	0	1,095	0
		賞与・退職給与引当金繰入額		0			行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	0	0
		その他行政費用		0		金融収支差額(d)		0		
	行政費用合計(b)		0	1,095	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)		0	0	0
	特別費用(g)			0		特別収入(f)			0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		0	0	0

備考	行政費用では、傷病手当金として1,095千円支出している。行政収入では都から交付される都支出金（保険給付費等交付金の特別調整交付金分）、その他繰入金がある。
----	--

問題点	PCR検査を受けた入院者で、給与収入者に対し、引き続き申請案内を送っていく。フリーランス・業務委託により、国保加入者だが傷病手当金を受給できず、事業主でもないため、厚労省やハローワークの給付金制度も受けられない方からの相談があり、制度の狭間でこぼれてしまう加入者がいることが課題である。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	HP、区報の他、個別通知の対象者、 通知内容等について検討した。	効果的な周知方法を検討し、レセプ トで傷病名にコロナがあり、かつ入 院歴のある被用者にご案内を送付し た。	2年度に引き続き、対象者の選定 を行い、被用者への申請のご案内 を送付していく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	